

## 情報セキュリティ基本方針

栃木県地域づくり機構を組織する栃木県土地開発公社、栃木県道路公社、栃木県住宅供給公社は、それぞれの公社が有する情報資産を事故、災害、犯罪などの脅威から守り、関係者並びに社会の信頼に応えるべく、以下の方針に基づき3公社一体となって情報セキュリティに取り組めます。

### 1 役員の責任

栃木県地域づくり機構は、役員主導で組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。

### 2 推進体制の整備

栃木県地域づくり機構は、情報セキュリティの維持及び改善のために組織を設置し、情報セキュリティ対策を3公社で一体的に推進します。

### 3 職員の取組

栃木県地域づくり機構の職員は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティへの取組を確かなものとします。

### 4 法令及び契約上の要求事項の遵守

栃木県地域づくり機構は、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務を遵守するとともに、求められる役割を果たします。

### 5 違反及び事故への対応

栃木県地域づくり機構は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には迅速適切に対処し、再発防止に努めます。

制定日；2024年1月10日

栃木県地域づくり機構

理事長 鈴木英樹